

教育委員会提出議案

第26号議案

豊島区立学校教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

令和8年7月28日

豊島区教育委員会教育長 清野 正

説 明

豊島区立学校の教科用図書採択に関する規則第2条及び豊島区立学校教科用図書採択事務要綱第2条の規定に基づき、令和9年度に豊島区立小学校及び中学校の特別支援学級用として使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（以下「一般図書」という。）を採択する。

資 料

別紙のとおり

令和8年度 教科書展示会について

教科書展示会来場者数集計

※(長)…校(園)長、(員)…教員、教委…教育委員会関係、一般…保護者・一般

法定 展示 6/15 ～ 6/30	学 校 関 係 (校 長 ・ 教 員)									一 般			合計
	小(長)	小(員)	中(長)	中(員)	高(長)	高(員)	他(長)	他(員)	小計	教委	一般	小計	
	1	13	0	4	0	0	0	0	18	3	4	7	25

* 受付簿及び来場者アンケートより集計した。

教科書展示会来場者の意見

* 区分は、「学校関係者」(小・中・高校、幼稚園等その他校(園)長・教員)、「一般」(保護者・一般・教育委員会関係者) で表示した。

* 来場者アンケートに基づき作成した。区分が未記入の場合は「一般」とした。

No	教科	出版社	ご意見(教科書について)	区分
1	国語	同成社	ゆっくり学ぶための「こくご」 とても見やすく、やりやすそう。教材を作らず、そのまま使えそうでよい。	学校関係者
2	国語	同成社	ゆっくり学ぶための「こくご」入門編 丁寧に作られていると感じた。しかし、1989年初版と、時代のずれを感じる。めざし(P16)ぐみ(P19)ずきん(P20)べんとう箱の日の丸べんとう(P22)「きやく」がざぶとんにすわる(P26)などは、特に身の回りから消えているのではないかな。	一般
3	国語	講談社	4・5・6さいのきもちをつたえる ことばえほん 「あいさつ」を扱っている。 ・「きもちをつたえることば」では、簡単なあいさつの他に「悲しい」「くやしい」も必要だと思う。ネガティブな気持ちをきちんと出せることは「うれしい」(P71)「どきどきする」(P69)と同じように大切にしたい。 ・家に帰ると「おかえりなさい」と母親が言い、あとで父親が帰ってくる(P100～P103)は、ジェンダー平等の観点から改めてほしい。	一般
4	算数	学研	さわって学べる算数図鑑 数学ではなく、視覚・聴覚に訴える本で、新しい感覚だと思った。	一般
5	—	—	小学校(知的・固定)で使える一般図書の選択肢がもっとあるとよい。特に4～6年生の検定本を使うのは難しく、かわりに使える教科書(特に国語)がもっとあるとよい。	学校関係者
6	—	—	理科、社会があるとよい。	学校関係者

令和 9 年度使用

教科用図書選定資料

〔特別支援学級 小学校 一般図書〕

令和 8 年 7 月

令和 8 年度豊島区立学校教科用図書選定委員会

小学校 一般図書 選定資料

1 新規 0冊

2 継続 1冊

教科名	発行者	図書名	発行年	定 価	使用 学年	調査・研究内容
算数	日本教育 研究出版	ひとりだちするための 算数・数学	2014年	1,760円	6年生	本文の全てのページにルビが振ってある。 電車に乗る、買い物をするなどの実生活に 必要な算数の学習ができる。イラストが多く、 児童にわかりやすい。算数で学んだことが 生活に活用され、必要性や利便性を理解で きる。

3 削除 5冊

教科名	発行者	図書名	発行年	定 価	使用 学年	調査・研究内容
国語	戸田デザ イン研究 室	あいうえおえほん	1982年	1,980円	1 ・ 2年生	1ページにイラスト、一つの文字がはっきりと 書いてある。余計な情報がないため、児童 が注視しやすい。一方で、見開き1ページに 一文字の構成で、一単位時間の授業で、教 科書としての活用は難しい。
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のた めの「こくご」入門編2 (改訂版)(ひらがな の読み書き)	2008年	1,210円	1 ・ 2年生	ひらがなの読み書きに関する内容は充実し ている。 しかし、下の学年の検定本の使用と反復練 習などの観点で、定着を図るには、別のドリ ルやプリントで代用が可能であり、一年間を 通しての使用を前提とする教科用図書とし ての内容には適していない。
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のた めの「こくご」2(改訂 版)(かたかな・かん 字の読み書き)	2008年	1,210円	1～3年 生	段階的な言語の指導と関連付けを図ること ができる。 しかし、下の学年の検定本の使用と反復練 習などの観点で、定着を図るには、別のドリ ルやプリントで代用が可能であり、一年間を 通しての使用を前提とする教科用図書とし ての内容には適していない。
国語	日本教育 研究出版	4・5・6さいのきもちを つたえる ことばえほ ん	2014年	1,980円	1～3年 生	生活の中で使う「気持ちを伝える言葉」をお 話を通して疑似体験することができる。読み 聞かせ等で、SSTでの活用ができるが、教科 用図書としての内容には適していない。
算数	学研	さわって学べる算数 図鑑	2015年	2750円	5 ・ 6年生	見たり触って動かしたりと感覚的に学ぶこと ができる。既習事項の確認や復習をするの に使用することができるが、教科用図書とし て授業で活用するには適していない。

令和 9 年度使用

教科用図書選定資料

〔特別支援学級 中学校 一般図書〕

令和 8 年 7 月

令和 8 年度豊島区立学校教科用図書選定委員会

中学校 一般図書 選定資料

1 新規 0冊

2 継続 3冊

教科名	発行者	図書名	発行年	定 価	使 用 学 年	調査・研究内容
国語	東洋館出版社	改訂新版 くらしに 役立つ国語	2024年	1,650円	全学年	自立した社会生活に必要な国語の力(知識 や技能)を高めるための具体的な学習内容 (自己紹介、電話対応、手紙の書き方等)で あり、実態に応じた段階的な指導が可能で ある。
数学	東洋館出版社	改訂新版 くらしに 役立つ数学	2024年	1,650円	全学年	卒業後の自立と社会参加につながる数学 的な内容(買い物や時計・金銭の計算、時 刻の長さの理解等)具体的な場面を通して 学べる教材であり生活に生きる知識や技能 等(計算力や判断力を)を育成するのに適し ている。
職業 ・ 家庭	日本教育 研究出版	ひとりだちするた めの進路学習ーあし たへのステップー	2017年	1,760円	全学年	自己理解、働く意義、人とのかかわり方等を 段階的に学ぶことのできる内容であり、自立 と社会参加のために必要な事柄の学習に 適している。

3 削除 0冊

豊島区立学校の教科用図書採択に関する規則

平成 12 年 3 月 31 日
教育委員会規則第 17 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。)第 21 条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号。)第 14 条の規定に基づき、区立学校において使用する教科用図書の採択を公正かつ適正に行うために必要な事項を定める。

(採択の方針)

第 2 条 豊島区教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教科用図書についての調査研究を行い、区立学校の教科用図書を採択する。

(組織の設置)

第 3 条 教科用図書の採択を円滑に行うため、教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

2 専門的事項を調査・研究させるため、選定委員会のもとに次の部会を設置する。

(1) 教科用図書調査部会

(2) 特別支援学級教科用図書調査部会

3 教科用図書調査部会は、小学校及び中学校の各教科ごとに設置する。

(平 19 教委規則 18・一部改正)

(任務)

第 4 条 選定委員会は、教育委員会の下命を受けて別に定める選定項目に基づいて種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。)ごとに教科用図書の選定資料を作成し、教育委員会に報告する。

2 教科用図書調査部会は、選定委員会の指示に基づき、次の事項を担当する。

(1) 教科書センター展示本、採択用教科書見本、編集趣意書等の調査・研究に関すること。

(2) 教科用図書の調査・研究結果についての資料作成及び報告に関すること。

3 特別支援学級教科用図書調査部会は、選定委員会の指示に基づき、次の事項を担当する。

(1) 学校教育法附則第 9 条による図書の調査・研究に関すること。

(2) 学校教育法附則第 9 条による図書の調査・研究結果の資料作成及び報告に関すること。

(平 19 教委規則 18・平 20 教委規則 19・一部改正)

(構成員)

第 5 条 第 3 条に定める組織の構成員は次のとおりとする。ただし、教科用図書の採択に利害関係がない者とする。

(1) 選定委員会は、教育職員、教育委員会事務局職員及び保護者等をもって組織するものとし、教育委員会が決定する。

(2) 教科用図書調査部会及び特別支援学級教科用図書調査部会は、教育職員をもって組織し、豊島区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が指名する。

(平 19 教委規則 18・一部改正)

(任期)

第 6 条 構成員の任期は、採択替えの年度の 4 月 1 日から 8 月 31 日までとする。

(平 17 教委規則 18・一部改正)

(情報公開)

第 7 条 教科用図書採択の公正を確保するため、第 3 条に定める組織の審議の過程及び当該組織の構成員の氏名等は、採択が終了するまで非公開とする。

(平 14 教委規則 16・一部改正)

(委任)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 8 月 30 日教委規則第 16 号)

この規則は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 28 日教委規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 28 日教委規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 7 月 2 日教委規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

豊島区立学校教科用図書採択事務要綱

〔平成 22 年 4 月 27 日〕
〔教 育 長 決 定〕

制定 平成 12 年 3 月 31 日
全部改正 平成 21 年 4 月 27 日
改正 平成 21 年 5 月 14 日
全部改正 平成 22 年 4 月 27 日
改正 平成 23 年 4 月 26 日
改正 平成 25 年 5 月 14 日
改正 平成 26 年 4 月 23 日
改正 平成 27 年 4 月 22 日
改正 平成 29 年 5 月 10 日
改正 平成 31 年 4 月 24 日
改正 令和 2 年 4 月 30 日
改正 令和 5 年 4 月 7 日
改正 令和 6 年 4 月 8 日
改正 令和 7 年 5 月 1 日
改正 令和 8 年 5 月 1 日

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊島区立学校の教科用図書採択に関する規則（教育委員会規則第 17 号。以下「規則」という。）に基づき、教科用図書採択事務に関する必要な事項を定める。

（採択の時期）

第2条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 14 条の定めるところにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度の 8 月 31 日までに行う。

（選定委員会の構成等）

第3条 選定委員会の委員は 10 人以内とし、教育長が指名する。

2 選定委員会には、委員の中から委員長及び副委員長を置くことができる。

3 選定委員会には、必要に応じて教育委員会事務局職員の出席を求めることができる。

（調査部会の構成等）

第4条 教科用図書調査部会及び特別支援学級教科用図書調査部会（以下「各部会」という。）の部会長は、校長または副校長の中から教育長が指名する

2 各部会の部会員は、副校長・主幹教諭・主任教諭の中から教育長が指名する。ただし特

に必要と認める場合は、教諭等の中から指名することができる。

3 各部会には、部会長以外の部会員の中から、副部会長を置くことができる。

(委員及び部会員の除外)

第5条 規則第5条による利害関係者は次のとおりとする。

- 一 教科用図書発行会社の役員及び従業員、並びにその配偶者及び三親等内の親族
- 二 顧問、参与、嘱託等のいかなる名称によるかを問わず、事実上教科用図書発行会社の運営に重要な影響力を有している者
- 三 教科用図書及び教師用指導書の著作者・編集者
- 四 教科用図書の供給事業を行う者及びその従業員

(教科用図書調査・選定項目)

第6条 教科用図書の調査・選定にあたっては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、豊島区のエ育目標、豊島区教育ビジョン2025及び地域の実情等とともに児童・生徒の分りやすさ及び基礎基本の確実な習得を助けるものであることを考慮し、次の各号により行う。

- 一 「内容の選択」……………資料の適切さ、内容のとらえ方、学習活動の構成等
 - (1) 資料がよく精選され、かつ新しい情報で正確であり、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないか。
 - (2) ねらいを達成するのにふさわしいものであり、単元、教材、内容のおさえ方、学習のポイントが的確か。
 - (3) 学習活動を進める上で、児童・生徒の発達段階に即し、学びに向かう力を引き出し、生きて働く知識・技能を習得し、思考力・判断力・表現力等を育成する内容が選択されているか。
 - (4) 児童・生徒が考えたり議論したりする等、主体的・対話的で深い学びの手法を取り入れやすい内容であるか。
 - (5) 全ての学習の基盤となる言語能力や情報活用能力等の育成が図られる内容であるか。
 - (6) 豊島区の地域の実態と合致した内容か。
- 二 「構成上の工夫」……………系統性、関連性、発達段階、分量精粗の程度、表現等
 - (1) 単元、教材等の系統性については適切か。
 - (2) 各学年の発達段階を考慮して教材配列や構成に工夫がなされているか。
 - (3) 単元、教材等の内容の精粗の別はどうか。
 - (4) 文字、語句、語法、文体、記号、図表、写真等の一貫性及び明確さ等は適切か。
- 三 「その他(使用上の便宜)」……………ICT機器を活用した学習活動への対応、自主的学習・学習習慣の確立への対応、全体の内容と構成、印刷・製本技術等

(一般図書調査・選定基準)

第7条 特別支援学級教科用の一般図書の調査、選定(審査)にあたっては、教科用図書を使用できない理由を明確にするとともに、東京都教育委員会から提供される調査研究資料

を基準とし、次の各号により行う。

- 一 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、扱う題材等）のものであること。
- 二 系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書であること(特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書、図鑑類、問題集等は適切でない)。
- 三 上学年で使用することとなっている教科用図書との関連性を考慮するとともに、採択する図書との系統性にも配慮すること。
- 四 教科用として使用する上で適切な体裁の図書であること（コンパクトディスク、ジグソーパズル型、切り絵工作型等図書としての体裁を為していないものは適切でない)。
- 五 文部科学省から示される基準価格を大幅に超えないこと。

（教科用図書調査資料・選定資料）

第8条 規則第4条第1項による選定資料は、別記第1号様式、第2号様式により作成する。

- 2 規則第4条第2項第2号、同条第3項第2号による調査資料は、別記第3号様式、同第4号様式により作成する。
- 3 教科用図書及び一般図書を調査・選定（審査）する場合は、その理由を記入しなければならない。
- 4 調査研究及び選定（審査）作業にあたり、作成・使用した関係資料は、採択の公正を保つため、外部に漏れないように管理しなければならない。

（教科用図書見本本展示会）

第9条 教科用図書選定の調査・研究のために教科用図書見本本展示会（以下「展示会」という。）を開催する。

- 2 展示会会場は豊島区立教育センター等とし、各委員及び部会員は期間内に閲覧する。
- 3 展示会の開催期間は、6月1日から7月31日までの間で別に定める。
- 4 展示会において、意見等の把握に努めること。

（公正確保）

第10条 選定委員会委員及び各部会の部会員は、適正かつ公平な教科用図書採択を行うため、教科用図書調査研究選定に関して知り得た事項を、8月31日までは漏らしてはならない。また、職務に関わるいかなる便宜供与も受けてはならない。

（事務局）

第11条 採択事務の事務局は、指導課に置く。

（その他）

第12条 この要綱で定めるもののほか、年度ごとに必要な事項は別途定める。

(付 則)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 16 年 4 月 27 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 17 年 4 月 28 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 19 年 5 月 22 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 20 年 4 月 21 日から施行する。

(付 則)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 27 日から施行する。

2 この要綱は、豊島区教育委員会事務局事案の決定等に関する規程（平成 17 年豊島区教育委員会訓令甲第 9 号）第 3 条及び第 4 条の規定により、教育指導課長の決定区分とする。

3 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の豊島区立学校教科用図書採択事務要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の豊島区立学校教科用図書採択事務要綱の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(付 則)

この要綱は、平成 21 年 5 月 14 日から施行する。

(付 則)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 27 日から施行する。

2 この要綱は、豊島区教育委員会事務局事案の決定等に関する規程（平成 17 年豊島区教育委員会訓令甲第 9 号）第 3 条及び第 4 条の規定により、教育長の決定区分とする。

3 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の豊島区立学校教科用図書採択事務要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の豊島区立学校教科用図書採択事務要綱の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(付 則)

この要綱は、平成 23 年 4 月 26 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 25 年 5 月 14 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 23 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 29 年 5 月 10 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 31 年 4 月 24 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和 5 年 4 月 7 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和 6 年 4 月 8 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。